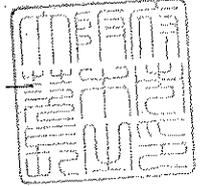


議 第 1 3 5 号  
令和 3 年 11 月 9 日

茨木市都市計画審議会会長 様

茨木市長 福 岡 洋



北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（茨木市決定）について（付議）

標記について、次のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定において準用する、同法第19条第1項の規定により付議します。

北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（茨木市決定）（案）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

新旧 対照図	名 称		面 積	備 考
1	目垣一丁目1	茨木市目垣一丁目地内	約0.23 h a	区域変更
2	中穂積三丁目3	茨木市中穂積三丁目地内	約0.36 h a	区域変更
3	郡山二丁目3	茨木市郡山二丁目地内	約0.91 h a	区域変更
4	星見町4	茨木市星見町地内	——	廃止
5	横江二丁目2	茨木市横江二丁目地内	約0.04 h a	区域変更
6	郡山二丁目15	茨木市郡山二丁目地内	約0.10 h a	区域変更
7	下穂積二丁目3	茨木市下穂積二丁目地内	——	廃止
8	中村町2	茨木市中村町地内	約0.17 h a	区域変更
	小計		約1.81 h a	
	鮎川一丁目1他252地区	253地区	約46.92 h a	変更なし
	合 計	259地区	約48.73 h a	

「位置及び区域は新旧対照図表示のとおり」

## 理 由

茨木市の市街化区域内の優れた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地等の計画的な保全と、良好な都市環境の形成に資するため指定している生産緑地であるが、中村町地内の農地において、将来の公園等の公共施設として利用することが可能であり、農地の保全が図られているため、生産緑地法第3条に基づき、本案のとおり生産緑地地区に変更しようとするものである。

また、生産緑地法第10条に基づく買取り申出後の行為制限の解除に伴い、本案のとおり生産緑地地区を変更しようとするものである。

# 新旧対照図 1

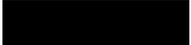
縮尺：2500分の1

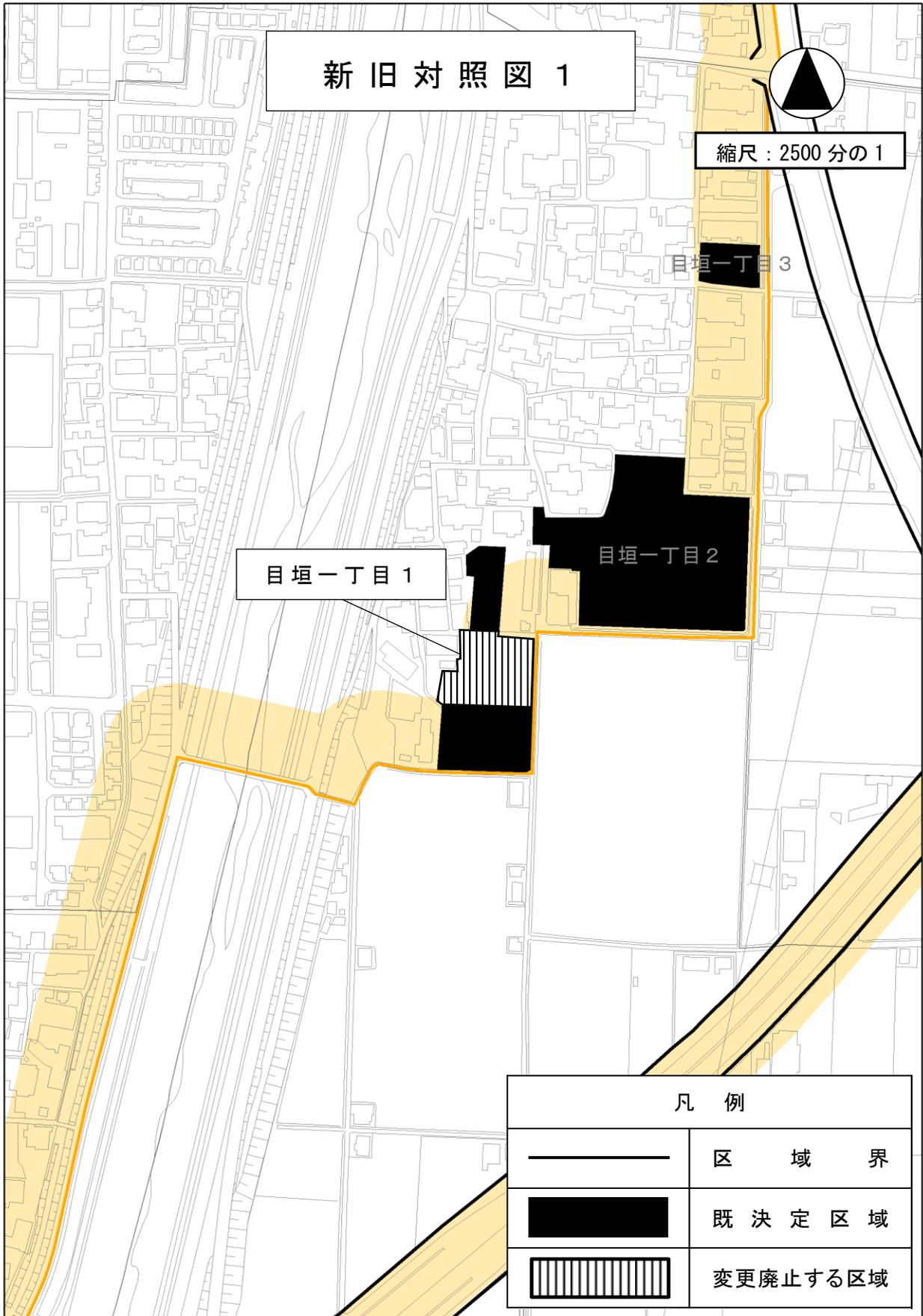
目垣一丁目 1

目垣一丁目 2

目垣一丁目 3

## 凡 例

	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 廃 止 する 区 域



# 新旧対照図 2



縮尺：2500分の1



中穂積三丁目 3

中穂積二丁目 1

中穂積三丁目 4

中穂積三丁目 2

中穂積三丁目 1

紫明園 1

### 凡例

	区域界
	既決定区域
	変更廃止する区域

# 新旧対照図 3

穂積三丁目1



縮尺：2500分の1

下井町4

下井町3

郡山二丁目5

郡山二丁目16

郡山二丁目3

郡山二丁目6

郡山二丁目2

郡山二丁目10

郡山二丁目15

郡山二丁目11

郡山二丁目18

郡山二丁目14

## 凡 例

	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 廃 止 する 区 域

# 新旧対照図 4



縮尺：2500分の1

星見町 4

星見町 2

星見町 3

## 凡 例

	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 廃 止 する 区 域

# 新旧対照図 5



縮尺：2500分の1

横江二丁目 2

横江二丁目 3

横江二丁目 1

## 凡 例

	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 廃 止 する 区 域

# 新旧対照図 6

郡山二丁目5



縮尺：2500分の1

郡山二丁目6

郡山二丁目8

郡山二丁目2

郡山二丁目15

郡山二丁目10

郡山二丁目11

郡山二丁目18

郡山二丁目19

郡山二丁目14

郡山二丁目12

郡山二丁目13

## 凡 例

	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 廃 止 する 区 域

# 新旧対照図 7

下穂積一丁目



縮尺：2500分の1

下穂積二丁目1

下穂積二丁目2

下穂積二丁目3

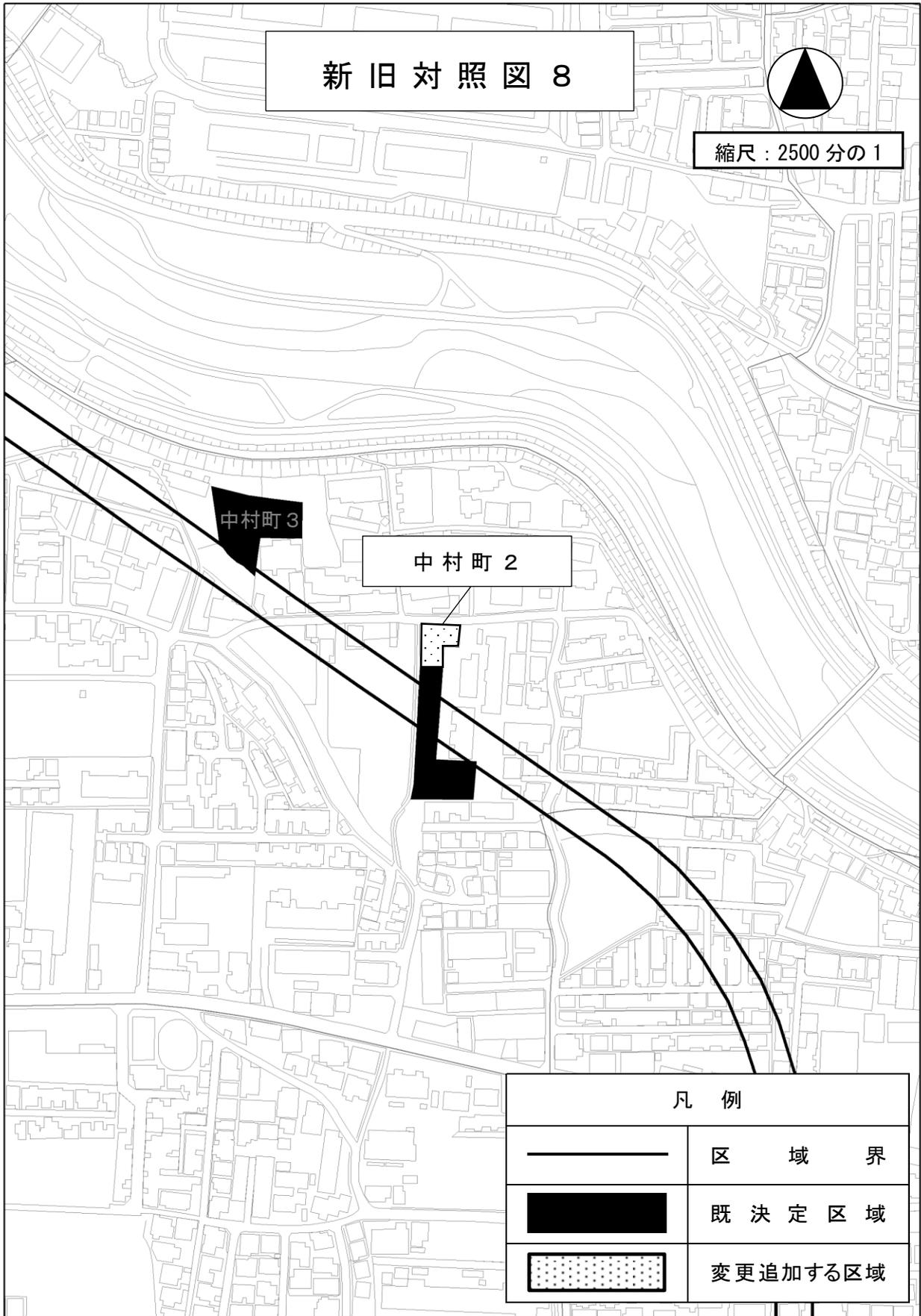
## 凡 例

	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 廃 止 する 区 域

# 新旧対照図 8



縮尺：2500分の1



新 旧 対 照 表

新旧 対照 図	名称	位置	変更前 面積 変更後 (ha)	追加 区域変更 廃止の別	変更理由	備考
1	目垣一丁目1	茨木市目垣一丁目地内	$\frac{0.41}{0.23}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく 買取申し出後の行為制限解 除による区域変更（主たる 従事者の故障）	解除年月日 R2. 9. 30
2	中穂積三丁目3	茨木市中穂積三丁目地内	$\frac{0.57}{0.36}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく 買取申し出後の行為制限解 除による区域変更（主たる 従事者の死亡）	解除年月日 R2. 10. 6
3	郡山二丁目3	茨木市郡山二丁目地内	$\frac{1.19}{0.91}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく 買取申し出後の行為制限解 除による区域変更（主たる 従事者の死亡）	解除年月日 R3. 1. 7
4	星見町4	茨木市星見町地内	$\frac{0.09}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく 買取申し出後の行為制限解 除による廃止（主たる従事 者の死亡）	解除年月日 R3. 2. 12
5	横江二丁目2	茨木市横江二丁目地内	$\frac{0.29}{0.04}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく 買取申し出後の行為制限解 除による区域変更（主たる 従事者の死亡）	解除年月日 R3. 5. 8
6	郡山二丁目15	茨木市郡山二丁目地内	$\frac{0.14}{0.10}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく 買取申し出後の行為制限解 除による区域変更（主たる 従事者の故障）	解除年月日 R3. 6. 17
7	下穂積二丁目3	茨木市下穂積二丁目地内	$\frac{0.13}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく 買取申し出後の行為制限解 除による廃止（主たる従事 者の故障）	解除年月日 R3. 7. 21
8	中村町2	茨木市中村町地内	$\frac{0.13}{0.17}$	区域変更	都市計画決定権者の判断に よる区域変更	
	変更地区合計	8 地区	$\frac{2.95}{1.81}$			
	生産緑地地区 合計	$\frac{261 \text{ 地区}}{259 \text{ 地区}}$	$\frac{49.87}{48.73}$	追加 区域変更 廃止	0 地区 6 地区 2 地区	